



# 大 和 田 会 計 ニ ュ ー ス



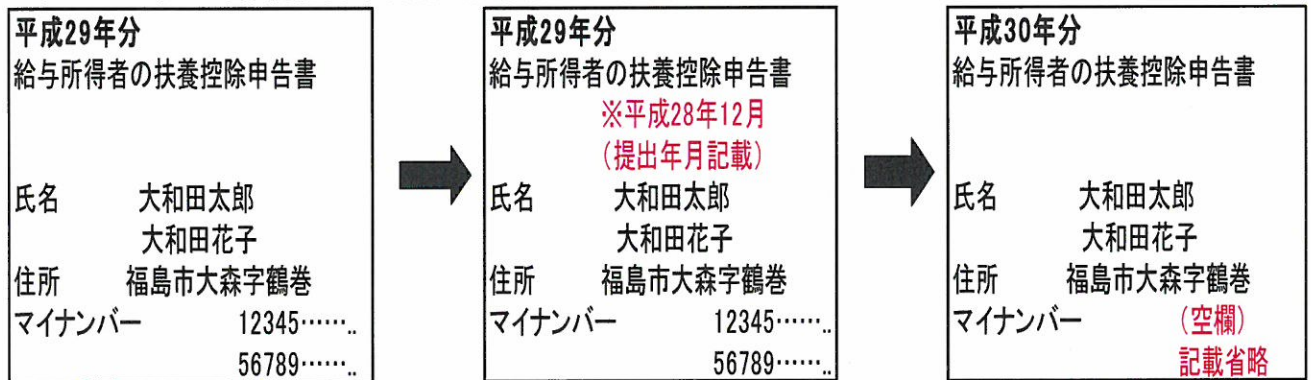
## 扶養控除申告書のマイナンバー記載省略について

師走に入り、年末調整の準備を進める時期となりました。昨年末は、扶養控除等申告書へのマイナンバーの記載が義務化されず、実質、今年が記載の最初となります。『マイナンバー記載書類は管理・保存に神経を使うので、出来れば毎年は預かりたくない。』

この対応について、認められた方法が情報誌に掲載されていたので、参照ください。

前提として平成 28 年扶養控除等申告書のマイナンバーの記載はなしとします。

### パターン 1 ; 29 年扶養控除申告書（記載有り）を原本として保存する



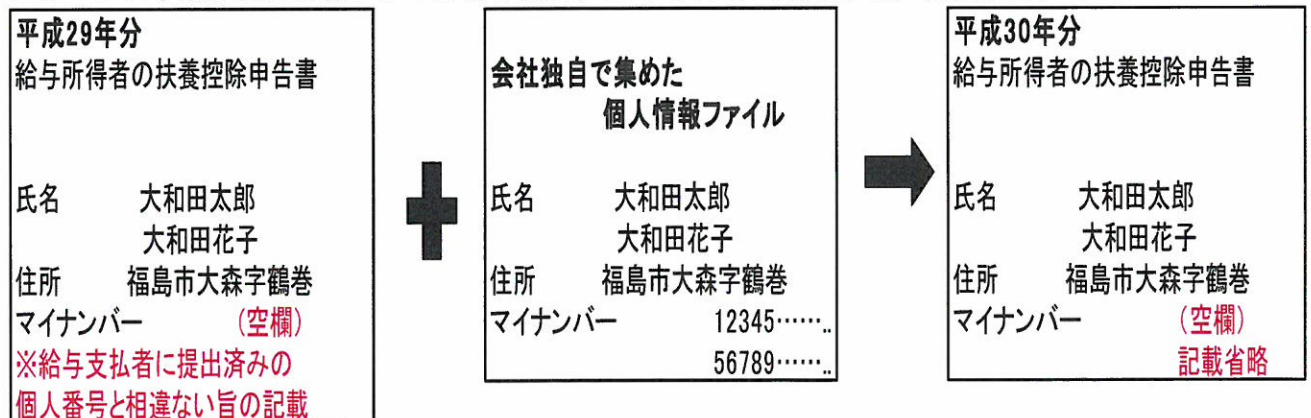
※マイナンバーあり

※原本を帳簿保存  
マイナンバーあり

※マイナンバーなし

このパターン 1 では、扶養控除等申告書原本に提出年月を記載して、備え付けの帳簿にします。また、申告書の写し（コピー）に提出年月を記載して、保存する方法も認められています。

### パターン 2 ; 別に個人情報ファイルを作成し、29 年申告書（記載なし）を帳簿とする



※マイナンバーあり

※マイナンバーなし

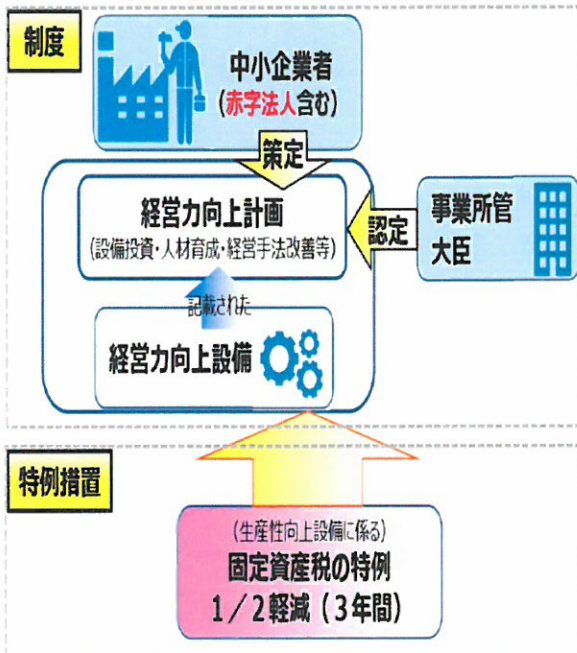
※マイナンバーなし

パターン 2 では、「給与支払者に提出済みの個人番号と相違ない」旨の記載で個人情報ファイルとの紐付けして、記載を省略します。

## 中小企業向け 固定資産税の軽減特例

中小企業者が新たに取得した機械装置の固定資産税を3年間半額にするという制度です。設備導入により生産性が一定以上高くなる、さらに、生産性向上を織り込んだ3~5年の中期的な経営計画を策定することなどを要件に税負担の軽減が認められます。この制度は、生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制との重複適用も可能です。赤字企業でも恩恵を受けられる点もポイントの一つです。

**適用期間** 【適用期間：3年間（平成30年度末までの投資）】  
※中小企業等経営強化法の施行日以降に取得した資産が対象



## 特例対象・内容

### 【支援対象】

➤ 中小企業者（※）が**経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（新品）**

※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

➤ **生産性を高める機械装置が対象**

※既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援要件（①160万円以上、②生産性1%向上（10年以内に販売開始）、③最新モデル）のうち、①、②を満たした**機械装置が対象です**。中小企業への配慮から、③は、要件から除外。

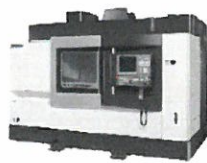
### 【特例】

➤ 固定資産税の課税標準を**3年間1/2に軽減**

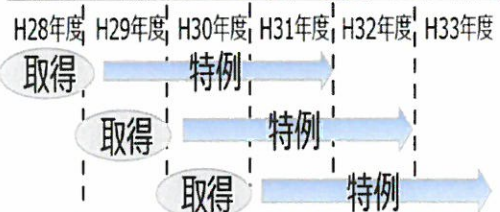
対象設備の例



金属加工機械



ソフトウェア組込型（NC）複合加工機



※例：平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税が軽減されます。

3

「中小企業庁公表資料より一部抜粋 [www.soumu.go.jp/main\\_content/000447220.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000447220.pdf)」

適用する場合には、購入する設備が生産性を向上させるものであるかを保証するものとして、業種ごとに定められた工業会の証明書が必要です。さらに、生産性を高める取り組みとして、設備投資や人材育成、経営手法の改善などを盛り込んだ経営力向上計画を作成し、国の認定を受ける必要もあります。

具体的な手続き方法については、中小企業庁のホームページにも記載がありますが、何かご不明な点等ございましたら担当者へご確認ください。

★ 誠に勝手ながら、12月30日（金）～1月3日（火）までを年末年始の休業とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。